

令和2年度

第3回 大船渡市立図書館協議会

【期 日】 令和3年2月19日(金)

(書 面 開 催)

大船渡市立図書館

【 目 次 】

報告第 1 号	市立図書館への指定管理者制度の導入について……………	1
報告第 2 号	図書館蔵書管理システムの I C 化について……………	6
報告第 3 号	移動図書館車「かもしか号」の更新について……………	8
協議第 1 号	令和 3 年度図書館事業計画(案)について……………	11
	市立図書館における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について……………	14
	大船渡市立図書館協議会委員名簿……………	15

市立図書館への指定管理者制度の導入について

1 図書館の望ましい運営について(法律及び文部科学省告示)

(1) 図書館の役割等

公共図書館は、図書資料を通じて教養を深めるとともに、検索や調査研究を行うすべての人が自由かつ平等に利用できる施設であり、単なる「書庫」や「貸出しサービスの場所」にとどまらない。

利用者のニーズは絶えず変化し、また、幅広い分野に及ぶことから、これに対応する(疑問に答える。わからないことを探す＝レファレンスサービス)ためには、専門的知識を有する図書館職員(司書及び司書補)の配置は、極めて重要である。

他自治体の例では、研修・育成を重ねた結果、質の高い司書の存在が利用者に受け入れられ、利用者の多さにつながっている。

(2) 図書館法(昭和25年法律第118号)

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、(後略＝設置主体の列記)

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員(＝司書・司書補)、事務職員及び技術職員を置く。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならない。

(3) 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)

第一 総則

一 趣旨

1 この基準は、図書館法第7条の2の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2 図書館は、この基準を踏まえ、法第3条(図書館奉仕＝下記(3))に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

三 運営の基本

1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、(中略)資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の实情に即した運営に努めるものと

する。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

4 職員／(1) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村の図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、(後略＝他の図書館・社会教育機関との計画的な人事交流に努める)
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

● 司書は「必置」ではなく、また、司書及び職員の数に係る具体的基準はない。

(図書館法の特徴として、権利・義務に関する規定がほとんどなく、サービスや運営の原則を示す法律となっている。)

(4) 図書館奉仕(法第3条の列記＝司書が中心的な役割を負う)

- ① 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」)の収集及び一般公衆の利用に供する。
- ② 図書館資料の分類排列及びその目録の整備
- ③ 図書館職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に対応(レファレンスサービス)
- ④ 他の図書館、国立国会図書館、学校図書館又は図書室等との緊密な連絡・協力及び図書館資料の相互貸借
- ⑤ 自動車文庫の巡回
- ⑥ 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催及び奨励
- ⑦ 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- ⑧ 社会教育における学習の成果を活用して行う教育活動及びその他の活動の機会の提供・奨励
- ⑨ 学校、博物館、公民館、研究所等との緊密な連絡・協力

【レファレンスサービス】 (reference＝参照・参考／紹介状／言及)

(さいたま市図書館HP)

- ① 所蔵・所在調査……「～という本はあるか? ない場合、どこの図書館にあるか」
- ② 資料案内・調査援助…「～に関する本はあるか?」「～について知りたいが何を見ればよいか?」
- ③ 事実調査……「～について知りたい」

(北九州市中央図書館)

資料や情報を求めている人と適切な情報源を図書館員が手助けをして結び付けるサービス。

(ウィキペディア)

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務である。

また需要の多い質問に対してあらかじめ、書誌・索引などの必要な資料を準備・作成する作業もこれに付随した作業であると言える。

(参 考)

▽博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)

(館長、学芸員その他の職員)

第 4 条 博物館に、館長を置く。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

(設置及び運営上望ましい基準)

第 8 条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会等に提示するとともに、一般公衆に対して示すものとする。

(入館料等)

第 23 条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合には、必要な対価を徴収することができる。

2 大船渡市立図書館職員の現状

- (1) 正規職員 館長 1 人(兼) 館長補佐 1 人(再任用) 係長 1 人
- (2) 会計年度任用職員 9 人(フルタイム 1 人=司書 パートタイム[6 時間] 8 人)
※ 司書(有資格者)は 1 人のみ

(3) 司書の現在の主な業務内容

- ア 選書業務 購入・寄贈等による年間 5,000 冊前後の新規受入れ図書の選定
保管(整理・分類)に関する指示
- イ 読書推進業務 図書展示企画(年間 30 回前後)・お話し会(毎月又は・随時開催)等の企画・
運営・関係職員の指導
- ウ レファレンスサービス 利用者(学校を含む)からの依頼に対する(専門的)資料の検索・提供・回答
※ 毎日ではないが、1 件の対応に相当時間を要する場合がある。
- エ 広報業務 ア・イに関する市広報・HP 等による PR 及び学校向け広報紙の作成
- オ 研修業務 高校生職場体験における司書分野の指導・研修
窓口担当職員(パートタイム会計年度任用職員)の指導・研修
※ 研修に要する時間が取れない。

(4) 具体的な課題

- ① 司書 1 人(フルタイム会計年度任用職員)がすべての専門的業務に対応しており、多面的な視点での業務運営が難しい。
- ② 複数の司書による経験(技術)の継承や、窓口担当職員(パートタイム会計年度任用職員)含め館内研修がほとんど実施できない状況が続いており、自己研修により、サービスの維持に努めているのが現状である。
- ③ 司書職員が出張・休暇・病気等で不在の際、レファレンスサービスや蔵書管理の指示等の対応が遅滞する場合がある。

3 県内 13 市の主要公立図書館 (15 館) との司書数の比較

運営形態	館数	司 書 数 (人)					
		正規	会計	委託	指定	計	1 館平均
(1) すべて直営	8	17	44	-	-	61	7.6
(2) 一部委託	5	4	5	27	-	36	7.2
(3) 包括委託	1	-	-	3	-	3	3.0
(4) 指定管理	1	-	-	-	6	6	6.0
計	15	21	49	30	6	106	7.1
大船渡市	-	0	1	-	-	1	1.0

① 盛岡市は「盛岡市立図書館」及び「盛岡市都南図書館」の2館、奥州市は「奥州市立水沢図書館」及び「奥州市立江刺図書館」の2館を対象とした。

② 表頭「司書数(人)」中、「会計」は会計年度任用職員、「委託」は委託業者職員、「指定」は指定管理業者職員を示す。

4 「司書」確保の方法

(1) 資格を有する正規職員の配置

ア 専門職の「司書」としての採用ではないため、有資格職員が図書館に配属されても、数年で異動対象となる。

イ 継続的・安定的な体制とはなりえない。

(2) 会計年度任用職員の配置

ア 現在、有資格のフルタイム職員1人が従事。

イ 複数年の継続雇用が可能のため、1～2人の追加募集が考えられる。

ウ 雇用後、自己都合による退職となった場合、次期職員の採用は不透明である。

(3) 指定管理等業者職員の配置

ア 司書を含めた業務を委託した場合、複数の有資格職員の配置が期待され、万一、従事職員が退職(または異動)しても、業者側で職員を補充するので、継続的・安定的な体制を維持できる。

イ 業者側で、司書を含めた職員研修を随時実施するため、サービスの底上げにつながり、利用者のニーズに十分に 대응することができる。

ウ 資格のない職員の資格取得に際し、業者(会社)として支援する例がある。

5 令和3年度における職員体制

これまでの調査・検討の結果、市民の利便性を高め効果的・効率的な図書館運営に向け、複数の有資格職員を確保するため、「指定管理」等の導入が最適(上記「4『司書』確保の方法」の(3))と考えているが、令和3年度から図書資料の管理にICシステムが導入され、利用者自身による「セルフ貸出・返却機」の利用や蔵書管理事務の迅速化が図られることから、今後の利用状況や事務の軽減状況を見ながら、さらに検討する。

令和3年度においては、IC化により、窓口等担当職員(パートタイム会計年度任用職員)の減員を予定している一方で、図書館の専門的職員である「司書」による、図書館本来業務を充実させるため、新たに「司書もしくは司書補」資格を有するフルタイム会計年度任用職員の確保に努める。

【参考】令和3年2月8日開催 大船渡市議会全員協議会資料
「大船渡市行政改革実施計画(案)」より抜粋

1 市民等との連携・協働の推進

(3) 民間活力の活用

① 指定管理者制度導入の推進

現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月1日現在、29施設118か所の公の施設において指定管理者制度を導入している。 民間のノウハウの活用による、更なる市民サービスの向上について検討しながら、指定管理者制度導入を推進する必要がある。 				
具体的な取組	・図書館への指定管理者制度導入の推進	担当課	協働まちづくり部 図書館		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> 専門的なサービスを実施するための体制を継続的・安定的に確保しつつ、より効果的・効率的に運営するため、指定管理者制度の導入に向け、検討を深める。 制度導入方針の検討・決定を経て、指定管理者を公募・選定・決定する。 				
年 度	3	4	5	6	7
スケジュール	制度導入方針の検討・決定 指定管理者の公募・選定・決定				
具体的な取組	・市民文化会館への指定管理者制度導入の推進	担当課	協働まちづくり部 市民文化会館		
取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> 芸術文化の振興及び交流拠点としての機能の向上を図りつつ、より効果的・効率的に運営するため、指定管理者制度の導入に向け、大規模改修事業の動向を踏まえながら、調査・検討を深める。 制度導入方針の検討・決定を経て、指定管理者を公募・選定・決定する。 				
年 度	3	4	5	6	7
スケジュール	制度先進例などの調査 調査に基づく制度導入方針の検討	制度導入方針の検討・決定	指定管理者の公募・選定・決定		

図書館蔵書管理システムのIC化について

1 目的

図書館所蔵のすべての図書・資料に「ICタグ(付け札)」を貼り付けるとともに、「セルフ貸出・返却機」を導入し、受付カウンターでの混雑緩和及び接触機会の削減など、感染症対策を講じるもの。

併せて、蔵書管理の効率化・適正化、利用者の待ち時間の短縮及びカウンター業務の軽減により、レファレンス・サービスや書架整理など、サービス向上を図る。

さらに、出入口への「ICゲート」設置により、図書等の盗難防止を図る。

令和3年4月1日からの稼働を目指す。

2 事業費(税込み) ●地方創生臨時交付金活用

① ICタグ貼付業務委託

(業者名) 株式会社 図書館流通センター(東京都文京区)

(委託期間) 令和2年10月13日～3年3月20日

(契約額) 12,320,000円 @77円×蔵書160,000点 ※単価契約

② IC機器導入業務委託

(業者名) 富士通j a p a n株式会社 岩手支店(盛岡市) ※随意契約

(委託期間) 令和2年10月12日～3年3月20日

(契約額) 16,940,000円

(内訳)	サーバ関連機器	4,560,000円
	ICタグリーダライタ等(3台)	874,000円
	セルフ貸出・返却機等(1台)	871,000円
	ICゲート等(1台)	3,422,000円
	蔵書点検用機器(8台)	3,063,000円
	機器設置・設定作業費用	4,150,000円

【事業費・計 ①+②】 29,260,000円

3 作業の進捗状況

① ICタグ貼付


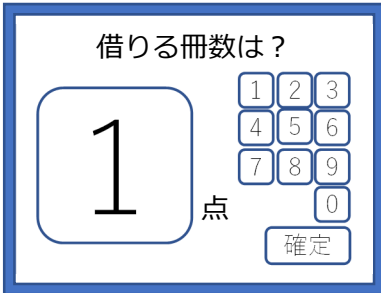

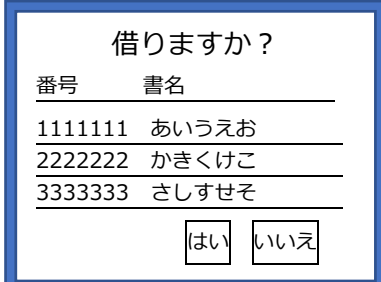


- ・ 現在6割以上の貼付完了
- ・ 貼付漏れの確認
- ・ 動作確認

② IC機器導入

関係機器設置作業 3月8日(月)～10日(水) ※3/9は定例休館日

セルフ貸出・返却機による利用の流れ

<貸出>

<p>① カードの読み取り</p>	 <p>「利用者カード」の バーコードを読み取る</p>
<p>② 点数確認</p>	 <p>「借る冊数」を 画面で入力する</p>
<p>③ IC読み取り</p>	 <p>借りる本を 読み取り台に載せる</p>
<p>④タイトル確認</p>	 <p>借りる本を 画面で確認する ↓ 「はい」「いいえ」を押す</p>
<p>⑤ IC書き込み</p>	 <p>(貸出処理) ※ゲートが本を 感知しないようにする</p>
<p>⑥手続き完了</p>	 <p>レシートを受け取る</p>

移動図書館車「かもしか号」の更新について

1 更新経過

昭和49年(1974年)5月 移動図書館車「かもしか号」の運行開始(14年6か月使用)
63年(1988年)11月 移動図書館車「かもしか号」の更新(12年使用)
平成12年(2000年)11月 移動図書館車「かもしか号」の更新(20年使用)
令和2年(2020年)11月 移動図書館車「かもしか号」の更新(4代目)

2 購入先及び金額

(1) 購入先 株式会社 林田製作所 代表取締役 林田廣一
(埼玉県さいたま市見沼区)

(2) 金額 14,999,600円

3 車両の規模等

(1) 規模等 全長5.2m×高さ2.75m×幅1.8m 排気量2.99kw
(標準積載量2トンのトラックを改造)

(2) 積載可能冊数 約1,500冊

【新・かもしか号(四代目)】



(令和2年11月22日撮影)

【三代目 かもしか号】



(令和2年10月31日撮影)

令和3年度図書館事業計画(案)について

1 図書館運営事業

(1) 図書館協議会(委員6名)

① 職務(図書館法第14条)

ア 図書館の運営に関し館長の諮問に応じること

イ 図書館が行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べること

② 会議 年2回開催予定

(2) 蔵書管理及び市民への図書・資料の提供

① 蔵書の受入れ(購入・寄贈等)・登録・修繕

② 貸出・返却事務の円滑化

・ ICシステムの稼働に伴う貸出・返却事務の簡素化

・ 利用者登録(カード)の普及促進

③ 移動図書館車(かもしか号)の巡回(65か所予定/毎月1回)

遠隔地利用者及び小・中学校における図書利用の充実

(3) 図書館情報の提供

① 市広報・ホームページ・SNS・図書館だより(小・中・高校生向け)による情報提供

新着図書・「かもしか号」巡回日程・イベント案内 ほか

② 蔵書管理システムによる図書・資料情報の提供

③ 市民文化会館自主事業及び報道機関によるイベント情報の周知

(4) 県内外図書館との連携

岩手県立図書館及び県内公共図書館等とのネットワークを活用し、最新情報の入手等、図書館運営の充実を図る。

(5) 児童・生徒等の校外学習・職場体験等の受け入れ

市内小学校(低学年)の施設見学、中学生・高校生等の職場体験学習により、図書館への理解を深めてもらう。

(6) 学校図書館との連携

市内小・中学校15校の学校図書館と連携し、相互に補完しあうことで、児童・生徒の読書活動を支援する。

① 大船渡地区学校図書館協議会との連携

② 移動図書館車「かもしか号」の巡回(小学校11校・中学校4校予定/毎月1回)

各学校を移動図書館車のステーションに設定し、クラス単位または個人への貸出しを実施

(7) 職員研修の充実

岩手県立図書館等主催の研修受講とともに、随時職場研修を実施し、図書館運営及び利用者サービスの向上に努める。

(8) 図書館施設・設備の適正管理

- ① 施設(建物)全般の維持管理(清掃・警備・保守点検等) ※市民文化会館と一体管理
- ② 設備の維持管理(書架・車両等)

(9) 望ましい図書館運営の検討

令和4年度からの「指定管理者制度」の導入に向けた取り組みを進める。

2 読書推進事業

(1) 乳幼児・児童の読書推進

- ① 読み聞かせ会「おはなしパレード」(毎月第2・4土曜日)
 - 〔対象〕小学生以下の子どもと保護者
 - 〔内容〕読み聞かせボランティア団体を演者とした絵本等の読み聞かせ会
- ② おたのしみ親子劇場
 - 〔対象〕小学生以下の子どもと保護者
 - 〔内容〕大会場でスクリーンに絵本を大きく映し出しての絵本の読み聞かせや人形劇など
- ③ ブックスタート事業(隔月)
 - 〔対象〕乳児と保護者
 - 〔内容〕保健介護センターにおける「7・8カ月児健康相談」の参加者に対し、ブックスタートパック(絵本等のセット)を配付するとともに、絵本の読み聞かせを行い、乳児期から本と親しむ機会を提供する。

(2) 青少年・成人の読書推進

- ① ヤングアダルト(中高生等対象)図書コーナーの充実
- ② 移動図書館車「かもしか号」による、中学校(学級単位)での貸出し
- ③ 図書館だよりの発行(小・中・高校生向け)
- ④ 「夜の図書館 de 読書会」等の開催
 - 自薦の本を持ち寄り、互いに紹介し合うことで、読書への関心を高める。
- ⑤ 企画図書展の開催
 - 所蔵資料を活用し、市内外の時節に応じたテーマに沿った関係図書を展示し、読書推進と図書館の利用促進を図る。
- ⑥ 市民文化会館事業との連携
 - 「リアス・ウェブ・フェスティバル」(2年度は実施見送り)等のイベントとタイアップし、読書推進と図書館の利用促進を図る。

(3) 読書ボランティアの育成

読み聞かせボランティア団体を通じて、関心のある方々に「おはなしパレード」など読み聞かせの機会への参加を促し、新たなボランティアの育成に努める。
また、ボランティア団体連絡会議を開催し、情報交換を図る。

3 資料収集・整理・保存事業

(1) 資料の収集

市民の多様なニーズを踏まえながら、質・量ともにバランスのよい図書資料の選定や地域資料等の収集を行い、図書館利用を促進する。
一般図書・郷土資料・震災関連資料・視聴覚資料・ビジネス関連資料・大活字本等

(2) 所蔵資料の整理・保存等

- ① 新規所蔵及び除籍図書の整理・登録及び蔵書点検
- ② 震災関連資料等の保存(新聞等定期刊行物及び貴重資料)
- ③ 破損資料等の修繕(随時)
- ④ 未返却資料の返却督促(年2回程度)

4 図書館サービス・貸出事業

(1) 図書館資料の供用

- ① 開館時間 (平 日) 午前10時～午後7時(午前9時～午後7時)
(土・日) 午前10時～午後5時(午前9時～午後5時)
※ 感染症防止対策のため、開館時間を1時間繰り下げ
カッコ内は本来の開館時間

② 図書資料等の貸出し

区 分	貸出期間	1回あたり貸出数量		摘 要
		図書資料	視聴覚資料	
個 人	14日以内	10冊まで	2点まで	14日以内の延長可 「かもしか号」利用は1か月以内の貸出
団 体	30日以内	200冊まで	—	

③ リクエストサービス

- ア 貸出し中の図書等の予約
- イ 未所蔵資料の購入または他館から借り受け(相互貸借)による提供

(2) その他のサービス

① 複写サービス

著作権法の範囲内での所蔵資料のコピーを提供(有料)

② 情報検索用パソコン(1台)の供用及び無線LAN(Wi-Fi)の接続

※ 視聴覚資料(CD・DVD)の「視聴コーナー」は感染症防止対策のため閉鎖中

③ セルフ貸出・返却機の設置(ICシステム関連)

利用者自身による貸出・返却手続き

(3) 市民ニーズに応じたサービスの充実

① レファレンスサービス

「探しもの」「調べもの」に対する情報提供(お手伝い)サービス

- ・ 読書相談への対応
- ・ 資料の探し方のサポート、情報源の紹介(レフェラルサービス)
- ・ 児童・生徒(学校)の「調べ学習」の調べ方指導・助言

② 課題解決サービス

ビジネス支援等の利用者のテーマに対する課題解決のサポートサービス

③ 図書館蔵書管理システムの活用

ア webOPACによる所蔵資料の情報提供。インターネット予約の実施

イ 蔵書管理システムによる業務の効率化

貸出し・予約・図書検索及び図書資料の適正な管理

④ 来館が困難な方々や障がい者向けサービス

ア 移動図書館車「かもしか号」の巡回(全65か所のうち福祉施設13か所予定/毎月1回)

イ 大活字本コーナーの充実

ウ 拡大読書器(2台)の供用

市立図書館における新型コロナウイルス感染症対策について

(令和3年2月18日現在＝太字部分は今回改定)

目 的	対 応
1 衛生環境の確保	(1) 発熱等の体調不良の方の利用自粛周知
	(2) 過去2週間以内に「緊急事態宣言」の対象区域(1都2府7県)及び「感染拡大地域」(2/18 現在、指定地域なし)を訪問した利用者の入館制限(2/18 以降)
	(3) 開館時刻:午前 10 時(館内消毒のため) ※通常は午前9時開館
	(4) 利用時間(館内滞在時間)を2時間以内とする(2/18 以降)
	(5) 入口及び館内各所への手指消毒液の配置
	(6) マスク着用の呼びかけ (昨年7/2より、2歳未満のマスク着用中止の呼びかけ実施)
	(7) 開館前、館内の塩素消毒作業実施
	(8) カウンターへの防護フィルム設置
	(9) 返却図書のアアルコール消毒作業実施
	(10) トイレ内のハンドドライヤー使用停止
	(11) リアスホール入口に赤外線サーモグラフィ設置(昨年7/16以降)
2 「三密」防止	(1) 貸出冊数:10点以内 貸出期間:2週間以内 (昨年8/30までは、「20点・4週間」以内)
	(2) 館内のすべての椅子撤去(2/18 以降) 閲覧は可、学習は不可
	(3) 資料コピーの制限 (10枚以内は当日渡し、それ以上は翌開館日以降渡し)
	(4) インターネット端末(3台)は使用不可(2/18 以降)
	(5) 持ち込みパソコン席(8席)は使用不可(2/18 以降)
	(6) おはなし室、視聴コーナー、飲食・談話スペースを閉鎖
3 換気	(1) 空調設備による機械換気
	(2) 天候及び外気温等を考慮し、可能な限り、窓を開放
4 利用者の把握	(1) 入館者の氏名・住所・連絡先・入館時間の記録(2/18 以降)
	(2) 「もしサポいわて」のQRコードを入口に掲示

※「大船渡市新型コロナウイルス感染症対策 市公共施設の利用拡大及びイベント開催へ向けた段階的緩和の目安」に基づく対応

大船渡市立図書館協議会委員名簿

任期：令和2年4月27日～令和4年3月31日

役 職	氏 名	任命区分
会 長	かみ せき 上 関 み さ	社会教育
副 会 長	さ さ き かず よし 佐々木 一 義	学校教育
委 員	こん の み や こ 今 野 美彌子	家庭教育
委 員	ふじ むら とし お 藤 村 敏 夫	学識経験
委 員	しろ き ざわ きょう こ 白木澤 京 子	家庭教育
委 員	すず き ひろし 鈴 木 博	学校教育

市立図書館利用状況(本館及びかもしか号)【令和元年度⇒2年度比較】

区分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~1月計	月平均(10か月)	
本館	利用者数	2人	231	1,033	1,189	1,477	1,614	1,613	1,811	1,720	1,654	1,931				14,273	1,427.3
		元人	1,824	1,726	1,912	1,819	2,024	1,830	1,828	1,845	1,724	2,067	1,567	436		18,599	1,859.9
		増減人	▲1,593	▲693	▲723	▲342	▲410	▲217	▲17	▲125	▲70	▲136				▲4,326	▲433
		増減率%	-87.3%	-40.2%	-37.8%	-18.8%	-20.3%	-11.9%	-0.9%	-6.8%	-4.1%	-6.6%				-23.3%	-23.3%
	貸出冊数	2冊	1,728	7,097	7,034	8,530	9,761	7,724	8,595	8,200	8,329	9,834				76,832	7,683.2
		元冊	8,453	8,057	9,313	8,731	9,679	8,370	8,577	8,697	8,540	9,932	7,609	2,563		88,349	8,834.9
		増減冊	▲6,725	▲960	▲2,279	▲201	82	▲646	18	▲497	▲211	▲98				▲11,517	▲1,152
		増減率%	-79.6%	-11.9%	-24.5%	-2.3%	0.8%	-7.7%	0.2%	-5.7%	-2.5%	-1.0%				-13.0%	-13.0%
	1人あたり貸出冊数	2冊	7.5	6.9	5.9	5.8	6.0	4.8	4.7	4.8	5.0	5.1	#DIV/0!	#DIV/0!		5.4	5.4
		元冊	4.6	4.7	4.9	4.8	4.8	4.6	4.7	4.7	5.0	4.8	4.9	5.9		4.8	4.8
		増減冊	2.9	2.2	1.0	1.0	1.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.3	#DIV/0!	#DIV/0!		0.6	0.6
		増減率%	63.0%	46.8%	20.4%	20.8%	25.0%	4.3%	0.0%	2.1%	0.0%	6.3%	#DIV/0!	#DIV/0!		12.5%	12.5%

かもしか号	利用者数	2人	244	236	212	159	188	210	179	204	145	174				1,951	195.1
		元人	145	196	177	129	156	178	195	179	130	170	127	117		1,655	165.5
		増減人	99	40	35	30	32	32	▲16	25	15	4				296	30
		増減率%	68.3%	20.4%	19.8%	23.3%	20.5%	18.0%	-8.2%	14.0%	11.5%	2.4%				17.9%	17.9%
	貸出冊数	2冊	3,043	3,072	3,173	1,602	2,026	2,971	2,480	2,921	1,759	2,222				25,269	2,526.9
		元冊	2,120	3,008	2,805	1,446	2,068	2,514	3,127	2,917	1,593	2,407	1,754	774		24,005	2,400.5
		増減冊	923	64	368	156	▲42	457	▲647	4	166	▲185				1,264	126
		増減率%	43.5%	2.1%	13.1%	10.8%	-2.0%	18.2%	-20.7%	0.1%	10.4%	-7.7%				5.3%	5.3%
	1人あたり貸出冊数	2冊	12.5	13.0	15.0	10.1	10.8	14.1	13.9	14.3	12.1	12.8	#DIV/0!	#DIV/0!		13.0	13.0
		元冊	14.6	15.3	15.8	11.2	13.3	14.1	16.0	16.3	12.3	14.2	13.8	6.6		14.5	14.5
		増減冊	▲2.1	▲2.3	▲0.8	▲1.1	▲2.5	0.0	▲2.1	▲2.0	▲0.2	▲1.4	#DIV/0!	#DIV/0!		▲1.5	▲1.5
		増減率%	-14.4%	-15.0%	-5.1%	-9.8%	-18.8%	0.0%	-13.1%	-12.3%	-1.6%	-9.9%	#DIV/0!	#DIV/0!		-10.3%	-10.3%

合計(本館+かもしか号)	利用者数	2人	475	1,269	1,401	1,636	1,802	1,823	1,990	1,924	1,799	2,105				16,224	1,622.4
		元人	1,969	1,922	2,089	1,948	2,180	2,008	2,023	2,024	1,854	2,237	1,694	553		20,254	2,025.4
		増減人	▲1,494	▲653	▲688	▲312	▲378	▲185	▲33	▲100	▲55	▲132				▲4,030	▲403
		増減率%	-75.9%	-34.0%	-32.9%	-16.0%	-17.3%	-9.2%	-1.6%	-4.9%	-3.0%	-5.9%				-19.9%	-19.9%
	貸出冊数	2冊	4,771	10,169	10,207	10,132	11,787	10,695	11,075	11,121	10,088	12,056				102,101	10,210.1
		元冊	10,573	11,065	12,118	10,177	11,747	10,884	11,704	11,614	10,133	12,339	9,363	3,337		112,354	11,235.4
		増減冊	▲5,802	▲896	▲1,911	▲45	40	▲189	▲629	▲493	▲45	▲283				▲10,253	▲1,025
		増減率%	-54.9%	-8.1%	-15.8%	-0.4%	0.3%	-1.7%	-5.4%	-4.2%	-0.4%	-2.3%				-9.1%	-9.1%
	1人あたり貸出冊数	2冊	10.0	8.0	7.3	6.2	6.5	5.9	5.6	5.8	5.6	5.7	#DIV/0!	#DIV/0!		6.3	6.3
		元冊	5.4	5.8	5.8	5.2	5.4	5.4	5.8	5.7	5.5	5.5	5.5	6.0		5.5	5.5
		増減冊	4.6	2.2	1.5	1.0	1.1	0.5	▲0.2	0.1	0.1	0.2	#DIV/0!	#DIV/0!		0.8	0.8
		増減率%	85.2%	37.9%	25.9%	19.2%	20.4%	9.3%	-3.4%	1.8%	1.8%	3.6%	#DIV/0!	#DIV/0!		14.5%	14.5%

【コロナ対策関連】(1) 休館措置 (元年度) ① 令和2年 3/ 7~31(25日間) ※4/14まで39日間休館
 (2年度) ② 4/ 1~14(14日間)
 ③ 4/18~5/ 8(21日間) ②+③=35日間 【合計】60日間休館
 (2) 貸出期間・冊数の拡大 令和2年 5/9~8/30 4週間以内・20冊以内(通常:2週間以内・10冊以内)

市立図書館利用状況（本館及びかもしか号）

【令和元年度⇒2年度比較】

